

自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、平成23年3月から平成27年8月まで避難を継続した申立人ら（父母、原発事故時1歳の子）について、母が避難中に甲状腺機能の疾病を発症したため、母自身や子への放射線による影響を懸念することもやむを得ないとして、平成24年1月から同年8月までの避難雑費（月額2万円）のほか、平成27年1月から同年8月までの間に支出した帰還費用及び帰還準備費用等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

（1）平成23年分

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ア 精神的損害 | 平成23年3月11日～同年12月末日 |
| イ 生活費増加費用及び移動費用 | 平成23年3月11日～同年12月末日 |

（2）平成24年以降の分

- | | |
|------------------|---------------------|
| ア 避難雑費 | 平成24年1月1日～平成24年8月末日 |
| イ 帰還費用（交通費） | 平成27年1月1日～同年8月20日 |
| ウ 帰還費用（交通費及び宿泊費） | 平成27年8月21日～同月25日 |

（3）除染関連費用

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ア ガイガーカウンター購入費用 | 平成23年4月1日～同月30日 |
|-----------------|-----------------|

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、金115万円の支払義務があることを認める。

（内訳）

（1）平成23年分

- | | |
|-----------------|-----------|
| ア 精神的損害 | 金280,000円 |
| イ 生活費増加費用及び移動費用 | 金480,000円 |

（2）平成24年以降の分

- | | |
|--------|-----------|
| ア 避難雑費 | 金160,000円 |
|--------|-----------|

イ 帰還費用（交通費）	金160,000円
ウ 帰還費用（交通費及び宿泊費）	金60,000円
(3) 除染関連費用	
ア ガイガーカウンター購入費用	金10,000円

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項記載の金員のうち、金76万円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年11月25日

(仲介委員 石原 弘隆)